

◎ 新たな保険者間調整処理について

山梨県国民健康保険団体連合会

1. 要旨

国保連合会では、保険医療機関等の事務負担を軽減するため、国保保険者間で資格が異動したレセプトに限り(県外国保保険者を含む)、国保連合会が当該保険医療機関等に代わり、そのレセプトを新保険者に振替請求して費用の調整をする新たな処理を行うことといたしました。

この新たな処理を行うためには、保険医療機関等からの委任状が必要となります。

また、この処理を行うことにより、被保険者の経済的負担の軽減や保険者の事務負担の軽減にも繋がりますので何卒ご理解を賜り、委任状の提出につきましてご協力くださいますようお願いいたします。

2. 新たな保険者間調整処理に実施時期について

国保中央会では、この新たな保険者間調整を行うためのシステムを本年4月までに構築することとしています。

本会は、このシステム構築後概ね2か月を検証期間とし、本年6月を目途に実施することとしています。

3. 新たな保険者間調整処理の対象となるレセプト

国保保険者間で資格異動があり、双方で振替の合意が得られたレセプト。

4. 新たな保険者間調整処理の対象としないレセプト

- ・社保分のレセプト。
- ・月の途中で資格変更した場合の資格異動月に該当するレセプト。
- ・高額療養費に係る自己負担限度額が相違するレセプト。
- ・所得区分が相違するレセプト等。
- ・任意給付が行われているレセプト。
- ・給付割合が相違しているレセプト。

※上記に該当するレセプトは対象としておりませんが、受給者の経済的な理由から、医療給付費を返還できないなどの理由がある場合は、保険者が保険医療機関等の了承を得たものに限り一部のレセプトが対象となる場合がありますのでご注意ください。

5. 委任状を提出していただく時期

平成27年4月末を目途に「委任状」を送付くださいますようご協力をお願いいたします。

6. 委任状様式

委任状は平成27年4月初旬発送の増減点・返戻通知書に同封する予定であります。